



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 31 日(金)
号外第 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則（89）（福利厚生室）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし =====

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、通勤災害保護制度の対象が拡大されたことにかんがみ、非常勤の職員の通勤の取扱いについて同様の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 配偶者等の介護を日常生活上必要な行為とし、通勤経路の逸脱又は中断が配偶者等の介護をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の後の移動を通勤として取り扱う。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とし、改正後の規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第89号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、子、父母、<u>配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</u></p> <p><u>ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</u></p>	<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。